

「(仮称) 吾妻高原風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、合同会社吾妻高原ウィンドファームが、福島県福島市において、総出力最大32,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、対象事業実施区域及びその周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種であるイヌワシ及びクマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

- ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種であるイヌワシ及びクマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等による重大な影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア. 鳥類のブレード、タワー等への接近又は接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、供用後のバードストライクの有無及びイヌワシの飛翔経路の変化に係る事後調査を適切に実施するとともに、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

イ. 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。特に、イヌワシに係るバードストライクが発生した場合には、専門家の助言を踏まえて、当該風力発電設備及び同様に衝突する可能性が高い風力発電設備があると考えられる場合は、当該設備も停止するとともに、バードストライクの原因の解明を行い、その結果に基づき、必要な追加的な措置を講じた上で稼働再開とすること。